

## 幼児教育・保育無償化に関する区の対応方針について

子ども・子育て支援法の改正に伴う幼児教育・保育無償化（本年10月1日実施）については、以下の対応方針により実施することとしたので、報告します。

### 1 国の方針と区の対応方針

区分	国の方針		区の対応方針
	対象	無償化の概要	
(1)認可保育所	3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料無償</li> <li>食材料費は保護者の実費負担。ただし、低所得世帯及び第3子は免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化</li> <li>食材料費は、本来、保護者が負担すべきであるが、無償化の効果減少の影響が大きくなるほか、各保育施設での徴収事務の負担増等も考慮し、当面は公費で負担</li> </ul>
	0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料及び食材料費無償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料等を無償化</li> <li>非課税世帯以外の多子世帯に対する負担軽減については、対象を拡大し(未就学児童に限らず、第2子半額、第3子を無償化)、区独自に実施(都補助を活用)</li> </ul>
(2)区立子供園	3～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料、食材料費は認可保育所と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化</li> <li>食材料費は、現行同様に保護者の実費負担</li> </ul>
(3)私立幼稚園 (新制度園)	満3歳～ 5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料、食材料費は認可保育所と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化</li> <li>食材料費は、現行同様に保護者の実費負担</li> <li>入園料は、現行の補助制度を存置</li> </ul>
(4)私立幼稚園 (未移行園)	満3歳～ 5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料無償(月額25700円上限)</li> <li>食材料費は認可保育所と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化。ただし、各園の利用料実態等を踏まえ、上限月額(30100円)を区独自に設定(都補助を活用)</li> <li>現行の補助制度を踏まえ、多子世帯等に対する上限月額(33500～38600円)を区独自に設定(都補助を活用)</li> <li>食材料費は、現行同様に保護者の実費負担</li> <li>入園料は、現行の補助制度を存置</li> </ul>
(5)認可外保育施設	都道府県に届出、国の基準を満たす施設の 3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料無償 3～5歳児 月額37000円上限 0～2歳児 月額42000円上限</li> <li>国の基準を満たさない施設も経過措置期間中(5年間)は無償化対象。ただし、区市町村の条例により対象施設を限定することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針を踏まえ、区条例により対象を限定して利用料を無償化</li> <li>多子世帯等に対する上限月額(3～5歳児 57000円、0～2歳児 67000円)を区独自に設定(都補助を活用)</li> </ul>
(6)一時預かり等	幼稚園・認可外保育施設の在籍児童等(保育の必要性の認定が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在籍施設の預かり保育等の利用料を含め利用料無償 幼稚園 3～5歳児月額11300円上限 認可外 3～5歳児月額37000円上限 0～2歳児(非課税世帯) 月額42000円上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化</li> </ul>
(7)障害児通所施設等	3～5歳児、 0～2歳児 (非課税世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料を無償</li> <li>食材料費は認可保育所と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針通り、利用料を無償化</li> <li>食材料費は、現行同様に保護者の実費負担</li> </ul>

## 2 改正及び制定する条例等

以下のとおり、区に対応方針に基づく関連条例の改正を行うほか、認可外保育施設については、保育の質の観点から国の基準を満たす施設に対象を限定するため、新たに条例を制定する。あわせて、補正予算を編成する。

- (1) 杉並区保育料等に関する条例を改正
- (2) 杉並区子供園条例を改正
- (3) 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例を制定

## 3 今後の予定

令和元年	8月中旬	利用者宛て通知及び区ホームページによる周知
	10月1日	幼児教育・保育無償化実施